

(入学のしおり 教育委員会からのお知らせ より抜粋)

給食の再開・停止について

がっこうきゅうしょく ていし きゅうじつ のぞ れんぞくみっかいじょう ぼあい がっこうきゅうしょく
学校給食を停止(休日を除く連続3日以上)しようとする場合は、学校給食
ていし さいかい とどけ ていしゅつ
停止(再開)届を提出してください。

- けがやびょうきによる長期欠席・転出…平日3日前まで
- その他の理由…前月の15日まで

また、さいかい さい へいじつみっかまえ がっこうきゅうしょくていし さいかい とどけ ていしゅつ
再開する際は、平日3日前までに学校給食停止(再開)届を提出し
てください。なお、きゅうしょくていし てつづ ぼあい きゅうしょくひ
給食を停止する手続きをされない場合は、給食費はその
ままだらうしゅう ちゅうい
まま徴収されますので、ご注意ください。

「学校給食停止(再開)届」については、茨木市ホームページよりダウンロード可能です。